

奈良県告示第九十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和五年六月二十日

奈良県知事 山下 真

|          |  |
|----------|--|
| 医師の氏名    | 森 敦子   |
| 医療機関の名称  | 医療法人和幸会阪<br>奈中央病院                                    |
| 医療機関の所在地 | 生駒市俵口町七四<br>一  |
| 診療科目     | 脳神経内科・<br>リハビリテー<br>ション科（肢<br>体不自由、そ<br>しゃく機能障<br>害） |
| 辞退年月日    | 令和五年三<br>月三十一日                                       |